

日付:2023/01/17

件名:衛生指導員の件

1.問題、課題:

資源物収集の方法につき、何度も「町長への手紙」及び環境課窓口へ、現地に足を 運んで見に来てほしい、毎月立会をされている衛生指導員の声を聴いてほしい」とお 願いをしてまいりました。

すると、10 月第 4 週の資源物回収日、前日から徹夜で町民が出すその様子を見に来てくださいました。

その際、夜に出しに来る方には、声を掛けるなど注意喚起をしてくださったようです。そのおかげで当日の資源物は、大変なものではありませんでした。先ずは、町民の投げかけに、大変な尽力をいただきありがとうございました。

しかしながら、今でもこころに深く残るコトバがあったため多くの町民が関心を持って読んでいただけるのではないかと、今回投書させていただきたいことがあります。

資源物回収前日の夜に、監視をされている町職員の方に御礼のコトバを伝えたいと 思い、出向きました。その際、会話の中で、

わたし 『(寒川町) 他の場所も資源物で大変なところが沢山ある中で、こちらに来ていただきありがとうございました』と伝えたところ、

町職員 『他の場所からは、大変だという声は上がっていません。』

「資源物を分別せず出しても気にならず、しかも誰が何をしているかも無関心な町 民であれば、周りを気にせず思うがままに暮らしている残念な町民」で片付けられそ うですが、寒川町環境課の方がこんな風に捉えているのかと愕然としました。

声を上げず、他の方もやってきたのだから、私さえ(今回だけ)我慢すればよいの だから、と考えていらっしゃる方が、どれくらいいるかと想像しないのでしょうか。

わたし 「戸別収集の検討はされませんか」

町職員 「業者の人数も限られ若い人が少なく、高齢者が暑い夏にパッカー車の後ろを走ることを想像できますか!

わたしは、若い子も年配の方も夏の暑い日に倒れそうになりながらも、戸別収集を やってくれ!とは、考えてもいませんでした。 収集する時間帯や、収集するやり方を工夫する、一業者でなく複数の業者に委託するなど、考えることができないのでしょうか。

では、この冬場の寒い中でも、一部のまじめな方は(年齢にかかわらず)1時間、1年を通して衛生指導員として最低賃金にもならない謝礼で、お手伝いをさせている町役場の政策はいったい何なのでしょうか。このように伝えると、『できる範囲でお願いしている』という返答がくることが予想されます。

11月に木村町長ご本人と直接お話しする機会も得ることが出来ました。

町長と町の懇談会で直接お聞きした『できる範囲でという言葉も人によってとらえ 方が違う』とお話ししたところ、環境課へ伝え明瞭に説明できるように指示をするよ うな返答をいただきました。その後、そのことについては話し合われたのでしょうか。

また、町長ご自身も「衛生指導員の方が1年間を通して役務を担うのは大変」とおっしゃっていました。町のトップがそのように考えているのであれば、何十年も変わらずに残っている資源物収集の在り方を今すぐに、取り掛かるべき問題なのでは感じたのですが、なぜ引き続き来年度も衛生指導員を自治会に要請するのでしょうか。

また、今、田畑、大曲で行われているような試験運用の結果はいつでるのですか、 町全体で回収方法が改善され開始されるのはいつですか。と一番聞きたいところを尋ねました。

またもや、アンケート結果をとってから、、、となんとも言えない回答です。なぜ、いつまでに結果を出して実行に移す、とおっしゃってくれないのでしょうか。町行政の計画の仕方は、アンケートの結果次第で、ほんわかした内容なのでしょうか。

木村町長は、アンケートの結果次第でいつまでに何を動くかの計画も立てない、行き当たりばったりのこの計画、どう思われているのかと、お聞きしたいと思います。 担当課へ任せているから。。。ではなく、いつまでにと気にならないのでしょうか。

衛生指導員の年度初めの説明会は令和4年度で連続3年も行われず、数枚程度の説明書きで完結。実際に、お手伝いをしてくださっている方々へは、町役場の方からは敢えて聴きに行くという姿勢をもたず、困ったことがあったら連絡をください、と待つ姿勢のみ。

これで 『町といたしましては、ごみ・資源物の収集について、このように町民の 方々のさまざまな意見や意向を把握し、より良い方法を実現するために真剣に向き合 い、取り組んでおります。』と恥ずかしげもなく回答の末尾に載せてしまうことを見 逃してしまう木村町長。いかがお考えでしょうか。

2.改善案:

4月より新年度を迎えるにあたり、寒川町役場からの要請で自治会に12月ごろに、

少しの憂慮もかんじられず、今までそうであったように、新衛生指導員を選出する要 請がされています。

昨今、寒川町に、田畑が少なくなり新しい戸建てやアパートを勢いよく建設されて 行っているように感じます。この方たちが、自治会に加入していますか。

自治会不要論がネット上で見られるなか、それでも近所の新しく立った住宅地で自 治会へのお誘いをしたところ、「必要性を感じない」や「役員が回ってくる」などのわ ずらわしさで加入される方ほとんどいません。

そんな中でも、私は、自治会の良い面に目を向けたいと思いますが、そこに自治会 に入っている人だけに降りかかる『衛生指導員』ってなんなのでしょうか。

3.改善後の効果:

回答

<衛生指導員の件>

【所管:環境課】

資源物置場が不法投棄や違反ごみなどで荒れていると、ごみがごみを呼び込み不衛生になるだけでなく、近隣への迷惑や事故の危険性もあり、使用できなくなるなど、地域の方々が不便な思いをすることになりますので、自治会に資源物置場の管理をお願いしているところです。

管理の方法は、それぞれの自治会の考え方や、資源物置場の場所など地域の実情に 応じて様々ですが、地域の代表として衛生指導員さんに、資源物収集日の当日に資源 物置場で1時間、適正排出の指導、手伝い、不法投棄や違反ごみがある場合の役場へ の連絡などを「できる範囲で」お願いしているところです。

できる範囲とはどういうことなのか、例えば 100 本のペットボトルのうち 1 本にラベルとキャップが残ってしまっていたとしても収集はします。

それが5本になったとしても収集はしますが、収集後にリサイクルセンターでの作業で出来る限りラベルを剝がして資源にしており、量が多くて対応できなければ、やむを得ずそのまま廃棄しなければならない場合もあります。

このように、本来資源にできるものを廃棄せざるを得ないということにならないよう、できる範囲でご協力いただきたいと説明をしているのです。

この説明で1本ならいいですが、5本はダメですと単純に線引きができないため、「できる範囲で協力してください」という説明をさせていただいているところです。

1時間というお願いも、人によって仕事などの時間的な事情もありますし、出し方のルールが守られていて、出しに来る人もいなくなった状況なのに 10 分前に引き上げてはダメですとはなりません。では 10 分前ならいいですが、15 分前はダメですと線引きはできないので、状況に応じて「できる範囲で」という説明になっていること、それぞれの地域での考え方や実情、歴史もありますので、厳しくルールを決めて線引きできないと考えています。

このような背景があって「できる範囲でご協力をお願いします」という説明になっています。

衛生指導員さんの推薦の要請につきましては、来年度の衛生指導員さんにどのような役割を担っていただくかは検討中でありますが、地域の環境衛生の向上という観点から衛生指導員さんは必要と判断しておりますので、自治会に推薦を依頼させていただきました。

資源物の収集日に地域の方々が交代で適正排出の指導、手伝い、役場への連絡をしていただければ、代表として衛生指導員さんにお願いする必要もなく、実際にそういった管理運営をしている自治会もあります。

大切なのは、資源物置場が荒れて不衛生にならないこと、できる限り適正な (ルールに沿った) 出し方にすること、不法投棄など何かあれば役場に連絡をすることなので、そのような管理ができるように自治会と調整する方向で検討しています。

これは、排出する個人個人がしっかりルールを守ればその役割も必要ないことですので、町としましても引き続き、さまざまな機会を通して適正排出の周知啓発に努めてまいります。

また、収集方法について、変更するのはいつか、いつ実行に移すのかとのご意見をいただいておりますが、以前もご回答させていただいているとおり、収集方法の試験運用をして、アンケートの結果によっては、変更する必要がないという結論になることも考えられます。

試験運用をした地域の皆さんのご意見を把握し、行政経費なども含めて総合的に検 討して、変更する、変更しないの判断をします。

変更すると判断した場合には、次の段階としていつから実行するのかと決めていきますので、いつから変更するのかというご意見につきましては、変更するかしないかの判断をしていない現時点では、未定、目途が立っていないとの回答になります。